平成２５年（フ）第５０号
北海道岩見沢市志文本町２条５丁目２番９号
破産者　株式会社マルタカ高橋土建
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第５３６号
東京都八王子市上柚木328番地
破産者　イワタ自動車株式会社
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１８６９号
愛知県瀬戸市原山台７丁目12番205号
破産者　大由建設こと　加藤　弘美
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７４６号
名古屋市西区大金町３丁目８番地　ライオンズ庄内通エル・ウーノ104号
破産者　森垣　一恵
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６９９号
名古屋市天白区原１丁目104番地　アーバンドエル原701号、従前の住所名古屋市千種区春岡２丁目22番17号　エスポア春岡801号
破産者　三輪　康代
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８９６号
愛知県稲沢市矢合町1483番地
破産者　堀木　　功
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０３８号
大阪府寝屋川市明徳２丁目９番15―206号
破産者　熊本　敬三
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１号
兵庫県宝塚市美座２丁目２番14号
破産者　波多野光子
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２９９号
奈良県生駒市元町１丁目10番15号
破産者　渡辺　克明
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８１９号
広島県安芸郡府中町青崎東９番９―203号、開始決定時の住所広島県安芸郡府中町茂陰１丁目13番51―301号
破産者　原　　信昌
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５３号
広島市安芸区瀬野１丁目14番22号
破産者　野﨑　栄子
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９００号
北九州市小倉北区黒住町15番２号
破産者　池廣　健二
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１４２号
茨城県水戸市梅香１―６―８　Ｇコート梅香303号、開始決定時の住所茨城県ひたちなか市大字津田848番地
破産者　岡部　友明
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第９０号
茨城県北相馬郡利根町大字早尾200番地203
破産者　阿比留秀晴
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
静岡県三島市三恵台31番地の５、破産手続開始決定時の住所長野県茅野市玉川10157番地
破産者　伊東　敏夫
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１６５号
愛知県豊田市市木町４丁目17番地４
破産者　松井　幸枝
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
愛知県新城市字宮ノ西38番地16
破産者　山田とみ子
1　決定年月日　平成26年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部